

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十月十八日奈良県指令建第九二一〇六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月十三日建第八一〇七号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字神楽一三二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市神楽一丁目三番三九号 プランドール神楽二〇二号

勝村聡太

勝村有加

一 許可番号

平成二十五年六月五日奈良県指令建第九二一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月十三日建第八一〇八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十二月十三日建第四九〇三号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市和田町七〇番一、七〇番二、七〇番三、七〇番四、七〇番五、七〇番六、七

〇番七、七〇番八、七〇番九、七〇番一〇、七〇番一一、七〇番一二、七〇番一三、

七〇番一四、七〇番一五、七〇番一六、七〇番一七、七〇番一八、七〇番一九、七〇

番二〇及び七〇番二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町四二一番地

奥山務

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市和田町七〇番一及び七〇番四

下水道 檀原市和田町七〇番一及び七〇番四の各一部

公園 檀原市和田町七〇番一四

水路 檀原市和田町七〇番九